

## 日本学生支援機構と奨学金

中日新聞社会部編『新貧乏物語』明石書店、2017年の第1章は、「悲しき奨学金」である。借金1044万円、延滞金「まるで地獄」などがリアルに綴られる。

朝日新聞11月1日朝刊1面トップに、国の奨学金 本人・親が返せぬケース「保証人義務は半額」伝えず、と大きな見出し。リードから一国の奨学金を借りた本人と連帯保証人の親が返せない場合に、保証人の親族らは未返還額の半分しか支払い義務がないのに、日本学生支援機構がその旨を伝えないまま、全額を請求していることがわかった。記録が残る過去8年間で延べ825人に総額約13億円を全額請求し、9割以上が応じたという。専門家の多くは取材に「事業を続けていくために回収は重要だが、この手法は国の機関として妥当ではない」と指摘している。

2面には、「日本学生支援機構が保証人に全額請求した際の書面」、「保証人の男性は、毎月1万円を振り込んだ伝票を手元に残している」という写真が掲載されている。

視点から一「分別の利益」を主張しない保証人からは全額を回収し、主張した保証人には減額に応じる。自ら進んでは伝えない。日本学生支援機構の回収方法は、国と個人の情報格差を考えれば公正とは言いがたい。その結果、法知識を得た一部の保証人だけが半額になる不公平が生じている。



機構は、保証人が全額支払った後で、本人や連帯保証人に肩代わり分を求められると説明する。だが、機構や委託した債権回収会社ですら回収できなかったのに、保証人が取り戻せるとは考えづらい。

連帯保証人と保証人をともに立てる仕組みは、政府系や民間の金融機関ではほとんど例がないという。人的保証制度は奨学金が創設された1943年から変わらない。親族まで巻き込む人的保証制度は見直すべき時期にきている。

私も奨学金にはお世話になった。当時は日本育英会の奨学金であり、大学院修士課程、博士課程あわせて5年間にわたり貸与を受けた。保証人では苦い思い出がある。保証人を依頼するため、「京都のおばさん」を訪ねた。なかなか了承してもらえなかったことを記憶している。なんとか保証人になってもらい、奨学金を支えに大学院生活を送ることができた。奨学金なくして、大学院で研究を持続的に進められなかったであろう。

(2018年11月6日)